

令和3年度守口市地域福祉推進基金活動助成事業 募集要項

地域福祉推進基金活動助成事業は、市民の地域福祉活動の促進を目的とし、守口市地域福祉推進基金を活用し、地域福祉活動をする個人や団体へ助成金を交付することで、誰もが住みやすい地域社会の構築、そして地域福祉の増進を図るものです。

守口市は、「地域に住む人々と、共に生き、共に支え合い、住んでよかったと思える地域の実現に向けて」、地域福祉のまちづくりに取り組む活動を募集します。

助成対象者

- ① 市内に在住、在学又は在職する個人
- ② ①の個人を主たる構成員とする団体又は市内に事務所を有する団体
- ③ 市内に事務所を有しない団体で市内において対象活動を行う団体

助成対象活動

(1) 次の事業が対象となります。

- ① 高齢者、障がい者、児童等の社会参加及び自立への機運を高めること等を目的とした社会参加推進活動
例) 認知症予防手作り教室、高齢者向け料理教室
- ② 市民の福祉の向上又は高齢者、障がい者、児童等の知識習得等を目的とした講演会等の開催
例) 手話に関する講演、障がい者理解の講演会
- ③ 高齢者、障がい者、児童等の福祉の向上に寄与すること等を目的とした普及啓発活動
例) 障がい者向けスイーツコンテスト
- ④ その他適当と認める地域福祉活動

(2) 次に該当する事業は対象外となります。

- ① 宣伝又は営利を目的とした活動
- ② 政治的又は宗教的な活動
- ③ 団体の構成員の親睦を図ることを主たる目的とした活動
- ④ 申請年度において、守口市又はくすのき広域連合から補助金の交付を受けている活動
- ⑤ 守口市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員や同条第3号に規定する暴力団密接関係者の利益、そのおそれのある活動

助成対象となる活動期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に実施される活動や事業が対象となります。
(申請時にすでに完結している活動や事業についても、対象となります。)

助成金交付額

助成金額は、自己負担金の範囲とし守口市地域福祉推進基金活動助成事業審査会において決定します。

なお、市の予算総額は150万円です。

助成対象経費

事業や活動実施に必要と認められる経費が助成対象となります。

団体などの管理経費や自ら負担すべき性格を有する経費は、助成対象となりません。

選考方法

なお、審査会当日に、申請者・団体の代表者にご出席いただき、事業又は活動についてヒアリングを行います。※代表者の出席が困難な場合は、代理の方の出席をお願いします。ヒアリングは、6月中を予定しています。

審査基準

申請された事業については、次の基準により審査します。

- ①事業の内容が、守口市地域福祉計画や地域共生社会の趣旨に沿ったものであるか。
- ②自立できることが期待され、今後発展できるか。地域へ広がる可能性があるか。
- ③住民同士が参加できる場所を提供するなど社会参加を促進するものであるか。
- ④無理のない企画構成、予算立案で、実施体制が整っているか。
- ⑤活動・事業の規模や予算内容、助成金の申請額などが妥当であるか。

助成金の交付

審査会の答申に基づき、助成する団体及び助成額を決定し、助成金を交付します。

実績報告

助成金の交付を受けたものは、交付の対象となった活動・事業について実績報告書を提出していただきます。

交付決定の取消し

助成金の交付決定を受けたものが次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消されることがあります。

- ① 虚偽の申請その他不正な方法により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。
- ② 助成金を交付目的以外に使用したとき。
- ③ 市長の指示に従わなかったとき。

申請方法

(1) 申請書の配布

4月1日から地域福祉課で配布します。

また、守口市のホームページからもダウンロードできます。

(2) 申請書の提出

次の書類を地域福祉課へ提出してください。

- ① 助成金交付申請書（様式第1号）
 - ② 助成金交付申請に係るヒアリング書類（様式第2号 No1.2）
 - ③ 前年度の団体等決算書及び本年度の団体等予算書及び事業計画書（様式は問いません）
- ※
- ④ 定款、寄付行為又は規約（様式は問いません）※
 - ⑤ 役員名簿（様式は問いません）※
 - ⑥ その他市長が必要と認める書類

※印は、個人は不要です。

申請書提出先・締切日

提出先：守口市役所 健康福祉部 地域福祉課

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号 3階南エリア 38番窓口

TEL 06-6992-1570 Fax 06-6992-1505

締切日：令和3年5月31日（月）